

10 地震・火山噴火対策等の推進について

近年、我が国は様々な災害に見舞われている。東日本大震災後も、平成28年の熊本地震、本年6月の大坂府北部地震及び9月の北海道胆振東部地震など大規模な地震が発生し、多大な人的・物的被害が発生した。

地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害に備え、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国と一丸となって国土強靭化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震対策等を推進していくことが必要である。

よって、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 地域の国土強靭化の取組への支援

国土の強靭化を確実に進めていくため、地域の実情に応じた国土強靭化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、財政上の支援措置を講ずること。

また、防災・減災機能を充実させながら、「沿岸・都市部」と「内陸・高台部」の資源を生かし、産業の創出・基盤整備を行い、安全・安心で魅力ある地域づくりを実現するための規制緩和や税制・財政等の支援措置を講じること。

2 地震・津波対策の充実・強化

(1) 「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について」(報告)で示された、不確実な地震予測に基づく情報発表時の防災対応を検討するためのガイドラインを早期に策定し、当該対応を速やかに実施するための地殻変動や地震活動の常時観測、即时の分析・評価体制を構築すること。

- (2) 南海トラフ地震や首都直下地震の被害想定を踏まえ、地震防災上緊急に整備すべき施設整備、「津波防災地域づくりに関する法律」の実効性確保、高台移転、迅速な復旧・復興に必要な土地境界情報の整備及び無電柱化の推進など事前防災や減災に資するハード・ソフトの対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 耐震診断が義務付けられたホテル・旅館などの大規模建築物の耐震化を促進するため、耐震化工事期間中の従業員への休業手当を対象とするよう国の雇用調整助成金の適用範囲を拡大するなど、事業者の負担を軽減するための制度改善を行うこと。
- (4) 大規模災害時に地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図るため、大規模災害時に限定して出動する大規模災害団員制度の導入支援や消防団活動に協力する事業所への減税措置に対する財政支援など消防団員の活動環境の整備や確保のための取組に対し、財政支援施策等を更に講じること。

3 災害時における物流体制の充実・強化

発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めること。

4 避難所運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を發揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。

- (2) 障害者、高齢者及び乳幼児等の要配慮者の避難行動や避難生活の支援並びに福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に係る制度上の整備を講じること。
- (3) 増加する外国人へ対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の多言語による発信や災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について支援策を講じること。

5 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。
- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。

6 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (2) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入及び運用のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (3) 被災者生活再建支援基金については、基金残高が僅少となっていることから、基金の追加拠出が必要となっており、基金

への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出と同等以上の財政支援を講じること。

7 火山噴火対策の充実・強化

- (1) 水蒸気噴火を含め火山噴火の予兆現象を的確に把握し、噴火警戒レベルの引き上げ等の運用改善に結びつけられるよう、常時観測火山における常設の観測拠点や観測項目を増やし、観測体制の充実・強化を行うこと。

また、常時観測火山以外の活火山についても活動状況の変化を効果的に覚知できるような対策を講じること。

さらに、国からの火山関連情報を迅速かつ効果的に住民や登山者等に情報伝達できる対策を講じるとともに、平常時の活動状況についても広く周知に努めること。

- (2) 火山研究人材の育成と確保を推進すること。
- (3) 避難計画の策定にあたっては、国職員等を火山地域に派遣し、避難経路や避難場所の設定等に関する具体的な検討について技術的な助言を実施するなど、計画完成まで支援を継続すること。
- (4) 噴火による広域的かつ甚大な被害が想定される火山については、住民避難が円滑かつ迅速に実施できるよう、大規模噴火を見据え、国が主体となって、ハザードマップや広域避難計画の作成・改訂を行うこと。

また、大規模噴火に伴う降灰によって、健康被害や交通、電力などインフラへの甚大な影響が考えられることから、降灰の範囲や降灰量に応じた被害想定を行うとともに、大量降灰の除去・処分方法や資機材・処分場所の確保等の対応策を早期に検討し、進めること。

- (5) 住民はもとより、登山者や観光客等の生命を守るため、地方公共団体及び民間が行う山小屋や登山道での携帯電話不感

地域の解消、Wi-Fi環境整備、シェルターなどの避難施設や避難路の整備及びハザードマップ・火山防災マップの作成・改訂や避難訓練の実施など、実効性のある警戒避難体制の整備について、必要な技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

なお、国立公園のうち特別保護地区及び第一種特別地域においては、国が避難施設等の整備を積極的に推進すること。

- (6) 富士山や浅間山等で現在実施している直轄の火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく砂防事業については、着実な事業の推進を図るとともに、事業が行われていない火山についても、早期に事業化すること。

8 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、徹底した福島第一原子力発電所事故の原因の究明を行い、最新の知見を、適切に規制基準に反映するとともに、新規制基準への適合性に係る審査申請に対しては、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。

さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施している事業者の対策についての厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。

- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、U

PZ外において必要に応じ実施するとされている防護対策について、改めて検討を行うこと。

また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期に亘る場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。

- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が必要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会の報告等があったが、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で、具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。

- (5) 広域避難計画に基づく他都県への避難を円滑に行うため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退城時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。

- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備に当たり、事前配布する住民の範囲については、地方公共団体の判断を尊重し、PAZの内外にかかわらず必要な支援を行うこと。なお、配布体制の整備に当たっては、説明を行う医師の確保・育成や説明資料の作成等について、国の責任において十分な支援を行い、住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に示

すこと。

- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人事費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間接交付を認めること。
- (8) 上記(1)～(7)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。